国会事項

衆　議　院

質問書提出

三月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国有畦畔の取扱いに関する質問主意書（末松義規提出）

財務省の「決裁文書についての調査の結果」における刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

米朝首脳会談とわが国の外交政策に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

カジノを合法化する法案と刑法の賭博に関する法制との整合性に関する質問主意書（長妻昭提出）

裁量労働制における偽造比較データ問題に関する再質問主意書（長妻昭提出）

森友学園関連の決裁文書改ざんに関する質問主意書（長妻昭提出）

森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書の改ざん前の記述に関する質問主意書（山井和則提出）

野村不動産株式会社に対する特別指導の根拠や手続き等に関する質問主意書（山井和則提出）

議事日程

三月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

平成三十年三月十六日（金曜日）

午後一時開議

第一　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出）

参　議　院

議事日程

三月十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第七号

平成三十年三月十六日（金曜日）

午前十時開議

第一　国家公務員等の任命に関する件

質問主意書提出

三月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

森友学園に対する国有地の売り渡しに関する質問主意書（山本太郎提出）（第四〇号）

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係事業主を代表する者である安井義一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年３月19日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成30年３月28日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011　東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年３月19日

近畿運輸局長　坂野　公治

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,650円」を「247,650円」に、「230,200円」を「231,200円」に、「187,900円」を「188,900円」に、「178,600円」を「179,600円」に改める。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金第４項中「242,550円」を「243,750円」に、「180,850円」を「181,950円」に改める。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「194,200円」を「197,300円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年４月18日から効力を生ずる。

神戸運輸監理部最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年３月19日

神戸運輸監理部長　吉田　稔

１．神戸海上旅客運送業最低賃金第４項中「242,700円」を「243,800円」に、「180,900円」を「182,000円」に改める。

２．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「199,800円」を「199,900円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年４月18日から効力を生ずる。

沖縄総合事務局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年３月19日

内閣府沖縄総合事務局長　能登　靖

１．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,150円」を「247,150円」に、「229,700円」を「230,700円」に、「187,550円」を「188,550円」に、「178,250円」を「179,250円」に改める。

２．沖縄海上旅客運送業最低賃金第４項中「243,050円」を「244,050円」に、「181,600円」を「182,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年４月18日から効力を生ずる。